

決議案第2号

議会における資料提出、答弁について誠実な対応を求める決議

上記の決議案を次のとおり提出します。

平成26年9月25日

提出者	つくば市議会議員	北	口	ひとみ
賛成者	つくば市議会議員	皆	川	幸枝
		〃	宇	野
			信	子

議会における資料提出、答弁について誠実な対応を求める決議(案)

平成26年3月議会で、つくば市総合運動公園整備事業に伴い、つくば市土地開発公社が約66億円で、大穂の土地約46haを購入する議案が可決されました。

総合運動公園の用地取得は66億円の執行のみならず、施設整備等300億円もの大きな事業とつながっており、実質ゴーサインを出すか否かという大きな局面でした。

しかし、土地購入に至る経緯が極めて不透明であり、その全容を解明すべく、平成26年9月一般質問を行いました。

その中で、不動産鑑定業務委託について、執行何予定金額区分の錯誤があった、主幹担当課から鑑定依頼をせず道路課の鑑定を流用した、鑑定業務委託料の予定額を算出する際に鑑定報酬額を「1,000円未満は切り捨てる」ところ担当職員の判断で10,000円未満で行ったなどの事実が明らかになりました。

また、議決直前の平成26年3月議会一般質問や行政資料請求に対し、2者行っていた鑑定結果のうち、道路課の鑑定結果1社分しか提示しなかった点は、議会への情報提供が不十分であり、議決判断に影響した可能性もあります。

さらに、議決時期を限定する決め手となった地権者からの「土地譲渡契約の締結時期」として平成25年度内と記された文書には收受印及び市長はじめ多くの執行部の供覧印があるにもかかわらず、收受番号がなく、收受の手続きが取られていませんでした。

不動産鑑定が行われた日より前に決裁された見積書において、単価14500円/m²と記載されており、この間の議会の答弁と矛盾するなど、経緯の不透明さや不適切執行が多々発生しています。

つくば市議会としては、議会の役割である、市長その他の執行機関に対し適切な行政運営が行われているか監視し評価を行う任務を全うするために、議会における資料提出、答弁について誠実な対応を求めることを決議します。

平成26年9月25日

つくば市議会